

2021年11月12日

各位

本社所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番5号
会社名 株式会社 出前館
代表者 代表取締役社長 藤井 英雄
(コード番号: 2484 東京証券取引所 JASDAQ 市場)
問合せ先 財務経理グループ
TEL: 050-5445-5390
URL: <https://corporate.demaecan.com/>

「定款の一部変更」に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について、2021年11月29日開催予定の第22期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 将来の機動的な資本政策のため、現行定款第6条の発行可能株式総数を500,000,000株に変更するものであります。
- (2) 2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の公布及び施行を受け、上場会社は定款に定めることにより、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められたことに伴い、当社定款第12条第2項を追加するものであります。

場所の定めのない株主総会は、遠隔地の株主様等多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大防止にも資すると考えております。

なお、定款第12条第2項の効力は、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。
- (3) 資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議によって定めることができるようにするものであります。

2. 定款変更の内容
 変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>【発行可能株式総数】 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>150,000,000株</u>とする。</p> <p>第7条～第11条 (条文省略)</p> <p>【招集時期】 第12条 (条文省略) (新設)</p> <p>第13条～第36条 (条文省略)</p> <p>【期末配当及び基準日】 第37条 当社は、毎年8月31日を基準日として、<u>定時株主総会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</u></p> <p>第38条～第39条 (条文省略) (新設)</p>	<p>【発行可能株式総数】 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>500,000,000株</u>とする。</p> <p>第7条～第11条 (現行どおり)</p> <p>【招集】 第12条 (現行どおり) (2) <u>当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第13条～第36条 (現行どおり)</p> <p>【剰余金の配当等及び基準日】 第37条 当社は、毎年8月31日を基準日として、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。</u></p> <p>第38条～第39条 (現行どおり)</p> <p>附則 <u>第1条 第12条(招集)の変更は、国会における産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の定めにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本附則は、効力発生日経過後、これを削除するものとする。</u></p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2021年11月29日
定款変更の効力発生日	上記1. (1), (3) 2021年11月29日 上記1. (2) 本株主総会での決議に加え、国会における改正産競法の成立、および、株主様の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた日

以 上